

第114回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「Ⅶ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」……………1
- ② 連結計算書類の連結注記表……………1
- ③ 計算書類の個別注記表……………16

本内容は、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

野村ホールディングス株式会社

① 事業報告の「Ⅶ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」

Ⅶ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策は現時点では導入しておりません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、社内を設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

② 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産—関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資またはその他の勘定に計上しております。野村は経済的持分の40.1%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産—その他および、収益—その他にそれぞれ

れ計上しております。

また、編纂書946「金融サービス―投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。

[重要な会計方針]

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベート・エクイティ投資

プライベート・エクイティ投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産―投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産―その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。保険子会社が保有する営業目的以外の投資持分証券は公正価値により評価し、評価損益は税効果額を調整した上でその他の包括利益に計上しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社および保険子会社によって保有される負債証券で構成されます。保険子会社の保有するトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で評価し、評価損益は、公正価値

ヘッジの適用部分は収益―その他に、それ以外は税効果額を調整した上でその他の包括利益に計上しております。またトレーディング活動を行っていない子会社の保有するトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」(以下「編纂書360」)は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産―のれんおよびその他」に従い、年1回(特定の状況がある場合にはより高い頻度で)減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値での測定がなされていない貸付金に対して、発生が予測される損失につき最善の見積もりを行い、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、個別に減損を判定している

〔連結〕

貸付金に対する個別引当金と、個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績率に基づき総合的に見積られる一般引当金によって構成されております。

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見込まれる損失を反映しております。潜在的な損失可能性に対する経営者の最善の見積もりには、貸付金の性格、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されており、これらによって債務者の返済能力が判断されております。この引当金は、減損している貸付金の帳簿価額の調整として、個々の貸付金ごとに期待将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保依存型の貸付金には担保の公正価値を用い、測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、貸借対照表日における利用可能な情報に基づいた回収可能性の判断、これらの基礎的な推定に内在する不確実性を含んでおります。この引当金は、現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の損失実績を参考にして測定されております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額(＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%)を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定

の負債の市場リスク、保険子会社が保有するトレーディング目的以外の特定の外貨建負債証券の為替リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであり、

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジおよび純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用もしくは収益―その他に計上し、または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社は連結納税制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準の要約は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
会計基準アップデート(以下「ASU」) 第2016-05号 「デリバティブ契約の更改が既存のヘッジ会計関係に与える影響」	・ 編纂書815「デリバティブとヘッジ」のもと、既存のヘッジ会計関係におけるヘッジ手段に指定されたデリバティブの取引相手の変更が、当該ヘッジ関係に与える影響を明確化する	2017年4月1日から将来に向かって適用	重要な影響なし
ASU第2016-07号 「持分法会計への移行方法の簡素化」	・ 所有持分の増加または影響力の向上により、投資先に対して持分法会計を適用する投資会社の会計処理を簡素化する ・ 持分法会計は、持分投資に持分法が適用される日から将来に向かって適用することを要請する	2017年4月1日から将来に向かって適用	重要な影響なし
ASU第2016-09号 「従業員に対する株式報酬の会計処理の改善」	・ 失効について、実際に失効が生じた際に会計処理するか、失効率を報酬費用の見積もりを含めて各期の費用に配分するかを、会計方針として選択可能とする ・ 株式報酬にかかる税務上の超過利益は、その他資本剰余金ではなく法人税等として利益計上し、超過欠損金は税務上の超過利益(該当ある場合)との相殺ではなく法人税等として費用計上する ・ 税務上の超過利益が当期の未払法人税等を減少させるかにかかわらず、税務上の超過利益の認識を要請する	2017年4月1日から将来に向かって適用	重要な影響なし
ASU第2016-17号 「共通支配下にある関連当事者を通じて保有する持分」	・ 変動持分事業体の単一の意思決定者が共通支配下にある関連当事者を通じて保有するVIEの間接持分について主たる受益者および連結の判定方法を変更する ・ 共通支配下にない関連当事者が保有する同様の持分の取扱いと整合的に、単一の意思決定者の間接持分を比例的に考慮するよう現行ガイダンスを変更する	2017年4月1日から完全遡及法により適用	重要な影響なし
ASU第2017-09号 「条件変更の会計処理の範囲」	・ 編纂書718「報酬—株式報酬」を修正し、条件変更の会計処理を適用する必要がある範囲を明確化する ・ 資本のリストラクチャリングを見越していない状況における株式報酬への希薄化防止条項の追加に対して、条件変更の会計処理は不要とする現行のガイダンスを削除する	2017年4月1日から早期適用	重要な影響なし
米国証券取引委員会(以下「SEC」) 職員会計公報第118号 「減税及び雇用法に基づく所得税に関する会計処理」	・ 2017年12月22日に成立した「減税及び雇用法」(以下「税制改正」)について、編纂書740の適用に関するガイダンスを提供する ・ 2017年12月31日および2018年12月22日までに終了する測定期間中の会計期間末において、SEC登録企業は、税制改正による未払税金および繰延税金に関するさまざまな影響を、合理的な見積もりに基づき暫定的に報告することが認められる ・ 合理的な見積もりに基づかない未払税金および繰延税金に対する調整の認識を禁止する ・ 金額が確定した報告期間において、測定期間中の暫定的な金額に対する調整を認識することを要請する ・ 税制改正が未払税金および繰延税金に与える影響に関する内容および分析状況について、定性的および定量的な開示を要請する	2017年12月22日の成立と同時に効力が発生	当基準の適用により、野村は28億円の繰延税金負債と税金費用の減少を認識した ⁽¹⁾

(1) 主に米国における野村の事業体にかかる2018年1月1日以降に適用される法人税率を反映した結果、繰延税金負債に関する調整が発生しております。野村は米国の事業体における税制改正の影響について引き続き調査します。その結果、2018年6月30日に終了する四半期とそれ以降の会計期間において、野村における特定の前提や解釈の変更、将来における野村の行動、米国税務当局やその他の団体から発表される追加のガイダンスの発表、影響を受けるすべての事業体における最終的な影響の算定の結果等に応じて、繰延税金資産や負債に追加の修正が発生し、税金費用(または便益)が修正される可能性があります。

〔連結〕

〔表示方法の変更に関する注記〕

12. 表示方法の変更

連結貸借対照表上の表示科目における「顧客」の定義の見直しを行い、顧客に対する受取債権および支払債務ならびに顧客以外に対する受取債権および支払債務の集計範囲を変更いたしました。これにより従来顧客以外に対する受取債権に含めて表示していた一部の残高を顧客に対する受取債権に、その他の資産―その他に含めて表示していた一部の残高を顧客以外に対する受取債権に表示しております。また、顧客以外に対する支払債務に含めて表示していた一部の残高を顧客に対する支払債務に表示しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

13. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レボ取引分を含む)。 5,486,551百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 3,870,513百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 1,669,456百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を15,516百万円差し入れております。

14. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、

ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」(以下「編纂書860」)の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること(譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても)、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価とし

て得たキャッシュ・インフローは1,155億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は17,853億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは10,651億円となっております。2018年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は49,176億円となっており、野村はこれらの特別目的事業体に対して2,884億円の持分を当初から継続的に保有しております。当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は645億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

15. 偶発事象

訴訟およびその他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リ

スクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2018年5月11日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約800億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が

〔連結〕

十分にないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること等が挙げられます。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC(以下「NIP」)は、イタリア共和国ペスカラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約(1998年)に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めています。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry および Fairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC(米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」)を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、米国の連邦破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人(以下「Madoff管財人」)が米国の連邦破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券(以下「RMBS」)の発行体、スポンサー、引受人およ

びそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション(以下「NAAC」)、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.(以下「NCCI」)、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.(以下「NSI」)およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.(以下「NHA」)が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約406百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。現在、証拠開示手続きが行われております。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下総称して「政府系機関」)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency)は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人およびこれらの親会社等に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.(以下「NHEL」)、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しを請求していました。2015年3月16日から審理が行われ、2015年4月9日に最終弁論が終了しました。2015年5月15日、裁判所の判決が言い渡され、裁判所は政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し806百万

米ドルを支払うよう命じました。当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。被告らは、州証券法に基づき回収可能な訴訟費用および弁護士費用を、控訴審の判決に応じて最大33百万米ドル支払うことに合意しました。2017年9月28日、第2巡回区控訴裁判所は一審の判決を支持しました。2017年11月13日、当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴審判決に対する再審請求を行いました。2017年12月11日、第2巡回区控訴裁判所は再審請求を棄却しました。2018年3月12日、当社米国子会社らは最高裁判所への上告請求を行いました。

2011年11月、NIPはBLMISの破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命されたMadoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日(BLMISに対して破産手続きが開始された日)以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。

2013年3月、モンテパスキ銀行(以下「MPS」)は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました(以下「MPS訴訟」)。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11.42億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり

無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還すべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げするための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。本和解により前々連結会計年度に与えた連結税引前当期純利益への影響額は約340億円の損失であり、その全額をトレーディング損益として計上しました。

2013年7月、MPSの大株主(Fondazione Monte dei Paschi di Siena(以下「FMPS」))は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました(以下「FMPS訴訟」)。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。NIPは、MPS訴訟およびFMPS訴訟について反論書を提出しました。

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を發出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。

また、NIPはイタリア金融規制当局(CONSOB)より、当該デリ

〔連結〕

パティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役員および職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役員および職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられております。NIPは本手続きについて反論書を提出しています。

NIPは、係属中の法的手続きにおけるNIPの正当性を主張してまいります。

2016年1月、イタリアのチビタベッキア自治体(以下「自治体」)はNIPに対してチビタベッキア地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2003年から2005年にかけて自治体が行ったデリバティブ取引に関連するものであり、自治体は、NIPがアドバイザー契約に基づく義務を遵守しなかったとして約35百万ユーロの損害賠償を求めています。2017年12月20日、NIPと自治体は和解契約を締結し自治体が訴訟を取り下げる旨に同意しました。これにより正式に訴訟は終了しました。

2016年6月、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED(以下「NIHK」)は、台北地方裁判所において、Cathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.(以下総称して「シンジケート団銀行」)からNIHKおよびその関係会社に対して提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務めたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。NIHKは、NIHKの正当性を主張してまいります。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社(以下「AIG」)は、NSIを含む数社および数人の個人に対し、

テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消または損害賠償を求めています。現在、証拠開示手続きが行われております。

国債、国際機関債および政府関連機関債に関連するNIP、その他野村グループ内の該当会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。また、NIPおよびその他野村グループ内の該当会社は、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。同様に、NSIは、カナダ競争法の違反があったとして、カナダ連邦裁判所トロント事務所にて提起された集団訴訟について送達を受けております。当該集団訴訟ではNIPおよび当社も被告として挙げられております。野村は、野村の正当性を主張してまいります。

2017年9月、NIHKは、台北地方裁判所において、First Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank Co., Ltd.、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan Co., Ltd.(以下総称して「FTシンジケート団銀行」)からNIHK、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited (以下「FT」)および関係する個人に対して提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務めたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。NIHKは、NIHKの正当性を主張してまいります。

野村證券株式会社(以下「野村證券」)は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約532万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。この訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村證券による説明義務違反等を主張していますが、同社はこの顧客の主張には理由がないと考えております。

なお、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求める訴訟については、2018年2月8日に当事者間で和解し、当該訴訟は終了しました。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

当社の米国子会社であるNHA、NAAC、NCCI、NHEL、NSI、ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLCおよびノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーションは、米国司法省およびニューヨーク東地区連邦検事局より、2006年および2007年に当社米国子会社がスポンサー、発行、引受け、または勧誘したRMBSに関連して、金融機関改革救済執行法に基づき当社米国子会社に対して民事制裁金等を課すことができるかを調査中であるとする通知を受領しております。当社米国子会社は調査に対して全面的に協力してまいります。

米国証券取引委員会および米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対する調査を行っています。NSIはこれらの調査に対し全面的に協力しております。NSIは、米国証券取引委員会が、当該元職員に対するNSIの当時の監督状況についての行政手続きを開始する

と考えており、問題となっている取引に関連した不当利得の返還等を行う必要が出てくると想定しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者(以下「オリジネーター」)から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証(representations)を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われれます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を

〔連結〕

見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく初期段階にあります。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

16. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	260,885,770百万円
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	5,189百万円

(1) デリバティブ取引の帳簿価額(負債)は4,023,893百万円であり、ます。

(2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は14,418,770百万円であり、その帳簿価額(負債)は191,870百万円であり、ます。

(3) スタンバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額(負債)は92百万円であり、ます。

〔金融商品に関する注記〕

17. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場(当該主要市場がないときは最も有利な市場)における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合(以下「EU」)加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットリング契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して3,518億円であります。

(単位：億円)

	2018年3月31日				
	日本	米国	EU	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	23,943	21,679	15,116	5,403	66,141

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末3,444億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品(公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む)はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の(未調整の)取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

〔連結〕

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2018年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

2018年3月31日					
レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごとおよび現金担保との相殺 ⁽¹⁾	当期末残高	
資産:					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 ⁽²⁾					
現物取引	71,968	64,515	2,616	-	139,099
デリバティブ取引	244	149,268	1,717	△140,943	10,286
貸付金および受取債権 ⁽³⁾	-	4,845	696	-	5,541
担保付契約 ⁽⁴⁾	-	11,815	46	-	11,861
その他の資産 ⁽²⁾	5,955	3,684	1,688	-	11,327
合計	78,167	234,127	6,763	△140,943	178,114
負債:					
トレーディング負債					
現物取引	62,660	12,013	16	-	74,689
デリバティブ取引	209	139,840	1,968	△134,573	7,444
短期借入 ⁽⁵⁾	-	3,554	167	-	3,721
支払債務および受入預金 ⁽⁶⁾	-	0	△7	-	△7
担保付調達 ⁽⁴⁾	-	5,662	31	-	5,693
長期借入 ⁽⁵⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾	182	24,028	4,292	-	28,502
その他の負債 ⁽⁹⁾	2,928	333	5	-	3,266
合計	65,979	185,430	6,472	△134,573	123,308

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資に465億円、その他の資産に26億円含まれています。
- (3) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (4) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (5) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (6) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (7) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。

- (8) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (9) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておられません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しております。2018年3月31日における

長期借入の連結貸借対照表計上額は73,825億円、その公正価値または見積公正価値の金額は74,174億円となっております。

長期借入金満期年限別金額

2018年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2019年3月期	6,556
2020年3月期	10,635
2021年3月期	9,943
2022年3月期	7,112
2023年3月期	6,710
2024年3月期以降	32,596
小計	73,552
譲渡取消による担保付借入	273
合計	73,825

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

18. 1株当たり情報

1株当たり株主資本 ⁽¹⁾	810.31円
基本的1株当たり当期純利益 ⁽²⁾	63.13円

- (1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。
 (2) 基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

決算日後に生じた事象

当社は、2018年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得にかかる事項の内容

- | | |
|-------------|--|
| ①取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 1億株(上限) |
| | (発行済株式総数に対する割合2.7%) |
| ③株式の取得価額の総額 | 700億円(上限) |
| ④取得期間 | 2018年5月16日から
2019年3月29日
(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。) |
| ⑤取得方法 | 信託方式による市場買付け
(信託契約の締結の時期およびその内容(買付開始時期含む)その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。) |

〔連結〕

〔その他注記〕

19. その他の追加情報

税制改正

2017年12月22日、米国の法人税法を大幅に変更する2017年減税および雇用法が成立しました。これにより、米国連邦法人税率の21%へ引き下げ、米国における税基盤の拡大、テリトリアル課税方式と米国外の被投資会社の留保金に対する一時課税の導入、特定の資産の早期償却の容認、そして米国内の事業体から米国外の関連会社に行う特定の支出への課税等の変更が行われました。

米国における事業体にかかる2018年1月1日以降に適用される法人税率を反映した結果、野村の繰延税金負債の純額は28億円減少し、法人税等調整額は同額減少しております。

野村は米国の事業体におけるこの法案の影響について引き続き調査します。その結果、2019年3月31日で終了する期において、野村における特定の前提や解釈の変更、将来における野村の行動、米国税務当局やその他の団体から発表される追加のガイダンスの発表、そして特に全ての事業体における最終的な影響の算定の結果等に応じて、繰延税金資産や負債に追加の修正が発生し、税金費用を修正する可能性があります。

買収および事業売却

野村は、野村が保有していた連結子会社である朝日火災海上保険株式会社（以下、朝日火災）の全株式を、2018年3月30日に第三者である楽天株式会社へ売却いたしました。2018年3月末時点で朝日火災は当社の連結の範囲から除かれております。2018年3月期連結損益計算書上、本売却に伴う利益約80億円は、収益—その他に計上されております。

譲渡制限株式ユニット

2018年4月、当社はこれまで発行してきた新株予約権（ストック・オプション）等の報酬プログラムに代わり、譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSU

の総数は5,200万個（5,200万株相当）の予定です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

③ 計算書類の個別注記表

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 時価のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 時価のない有価証券

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジする

〔単体〕

ため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンズワップを行っております。

(3)ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンズワップによりヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度を適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	3,660,360百万円
短期金銭債務	1,419,253百万円
長期金銭債権	515,435百万円
長期金銭債務	13百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 52,427百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等42,285百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 318,200百万円

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

ノムラ・インターナショナルPLCが行うレポ取引にともなう保証 94,395千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等にともなう保証 3,345,326千米ドルおよび同社が行う借入金、レポ取引等にともなう保証1,891,000千米ドル 566,069百万円⁽²⁾

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート1,196,969千米ドル、2,164,800千ユーロ、239,150千豪ドル、12,000千カナダドル、1,000千ポンド、1,220,000千南アフリカランド、18,190,000千インドルピー、35,500千ニュージーランドドル、3,430,300千ブラジルリアル、2,175,000千メキシコペソ、5,438,500千トルコリラ、295,000,000千インドネシアルピア、2,510,000千ロシアルーブル、58,000千中国元および1,179,677百万円の元利金の保証 1,930,866百万円⁽²⁾

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート1,012,777千米ドル、263,217千ユーロ、6,000千豪ドル、8,996百万円の元利金の保証および同社が行う借入金191,000千ユーロの保証 176,390百万円

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うデリバティブ取引等にともなう1,514,817千米ドルの保証

160,858百万円⁽²⁾

ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLCが発行したメディアム・ターム・ノート178,950千米ドルの元利金の保証 19,003百万円

ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント(コリア)Co., Ltd.のデリバティブ取引等にともなう36,861千米ドルの保証

3,914百万円

ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.が発行した

メディアム・ターム・ノート4,042,015千米ドル、894,487千ユーロ、15,500千ポンド、1,200千スイスフラン、416,134千豪ドル、2,000千カナダドル、683,977,000千インドネシアルピア、687,200千中国元、300,000,000千韓国ウォン、730,031千香港ドル、650,000千フィリピンペソ、165,000千ウクライナフリヴニャ、17,500千エジプトポンドおよび100百万円の元利金の保証

641,610百万円

ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミテッドのデリバティブ取引等にもなう2,198千米ドルの保証

233百万円

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.のレポ取引等にかかる33,440千米ドルの保証

3,551百万円

ノムラ・シンガポール・リミテッドが行うデリバティブ取引等にもなう7,042千シンガポールドルの保証

570百万円

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社が行うデリバティブ取引等にもなう88,136千米ドルの保証

9,359百万円⁽²⁾

ノムラ・ラインシュアランス1ICリミテッドの再保険に関する債務1,392百万円の保証

1,392百万円

ノムラ・セキュリティーズ(バミューダ)Ltd.が行うデリバティブ取引等にもなう3,650千米ドルの保証

388百万円

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) 野村証券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業収益	483,055百万円
営業費用	75,110百万円
営業取引以外の取引高	8,964百万円

2. 「資産利用料」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具備品、ソフトウェア等の利用料であります。

3. 「不動産賃貸収入」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。

4. 「商標使用料」は、子会社である野村証券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。

5. 「その他の売上高」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取る、業務サービス提供料収入や、有価証券貸借料等であります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	3,822,562,601	—	179,000,000	3,643,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	293,373,425	170,027,391	213,115,701	250,285,115

〔変動事由の概要〕

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にもなう増加	170,000,000株
単元未満株式の買取請求にもなう増加	27,391株

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却にもなう減少	179,000,000株
新株予約権の権利行使にもなう減少	34,115,500株
単元未満株式の買増しにもなう減少	201株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の割当日	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第38回	2010. 7.28	普通株式	427,300株
第40回	2011. 6. 7	普通株式	250,000株
第41回	2011. 6. 7	普通株式	583,100株
第42回	2011. 6. 7	普通株式	781,600株
第43回	2011.11.16	普通株式	820,400株
第44回	2012. 6. 5	普通株式	233,800株
第45回	2012. 6. 5	普通株式	860,700株
第46回	2012. 6. 5	普通株式	1,084,000株
第47回	2012. 6. 5	普通株式	731,200株
第48回	2012. 6. 5	普通株式	1,099,000株
第49回	2012. 6. 5	普通株式	137,700株
第50回	2012. 6. 5	普通株式	259,300株
第51回	2012.11.13	普通株式	1,214,300株
第52回	2013. 6. 5	普通株式	628,900株
第53回	2013. 6. 5	普通株式	797,300株
第54回	2013. 6. 5	普通株式	1,053,500株
第55回	2013.11.19	普通株式	2,681,200株
第56回	2014. 6. 5	普通株式	950,800株
第57回	2014. 6. 5	普通株式	1,257,700株
第58回	2014. 6. 5	普通株式	2,260,600株
第59回	2014. 6. 5	普通株式	488,200株
第60回	2014. 6. 5	普通株式	735,500株
第61回	2014. 6. 5	普通株式	2,519,000株
第62回	2014.11.18	普通株式	2,675,700株
第63回	2015. 6. 5	普通株式	1,088,400株
第64回	2015. 6. 5	普通株式	2,050,400株
第66回	2015. 6. 5	普通株式	36,000株
第68回	2015.11.18	普通株式	2,568,800株
第69回	2016. 6. 7	普通株式	2,175,900株
第72回	2016. 6. 7	普通株式	527,600株
第73回	2016. 6. 7	普通株式	242,100株
第82回	2017. 6. 9	普通株式	533,700株

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2017年4月27日 取締役会	普通 株式	38,821	11.00	2017年 3月31日	2017年 6月1日
2017年10月30日 取締役会	普通 株式	31,378	9.00	2017年 9月30日	2017年 12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日 が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2018年4月26日 取締役会	普通 株式	37,326	11.00	2018年 3月31日	2018年 6月1日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

有価証券等評価損	90,390百万円
地方税繰越欠損金	38,716百万円
繰延ヘッジ損益	3,453百万円
固定資産評価減	3,225百万円
ストック・オプション	2,326百万円
その他	2,762百万円

繰延税金資産小計 140,873百万円

評価性引当額 △99,503百万円

繰延税金資産合計 41,370百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△19,755百万円
繰延ヘッジ損益	△4,133百万円
その他	△537百万円

繰延税金負債合計 △24,426百万円

繰延税金資産の純額 16,944百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、自動車、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)	摘 要
子会社	野村證券株式会社	(所有)直接100%	諸設備の提供 資金の貸付 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	113,858	未収収益	16,442	(注1)
				資金の貸付 利息の受取	667,517 9,539	短期貸付金 未収収益	705,041 1,652	(注2,3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定 コミットメントライン設定料の受入	700,000 902	関係会社 長期貸付金	175,000 -	(注4)
子会社	ノムラ・インターナショナル PLC	(所有)間接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 保証料の受入	566,069 482	- 未収収益	- 496	(注5)
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.	(所有)直接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	641,610 199	- 未収収益	- 201	(注6)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,545,171 39,385	短期貸付金 未収収益	1,395,601 3,004	(注2)
子会社	ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカ LLC	(所有)間接100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	462,005 12,117	短期貸付金 未収収益	642,556 1,836	(注2)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	(所有)間接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	176,390 64	- 未収収益	- 65	(注7)
子会社	NHI アクイジション・ホールディング Inc.	(所有)直接100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	146,451 3,752	短期貸付金 未収収益	147,994 143	(注2)
子会社	野村ファシリティーズ株式会社	(所有)直接100%	諸設備の利用や メンテナンス 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	74,554 1,408	関係会社 長期貸付金 未収収益	74,000 3	(注2)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	(所有)直接100%	資金の借入 債務保証	資金の借入 利息の支払	1,122,531 9,549	短期借入金 未払費用	1,251,400 744	(注8)
				債務保証 保証料の受入	1,930,866 735	- 未収収益	- 739	(注9)
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	(所有)間接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	160,858 164	- 未収収益	- 170	(注10)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	(所有)直接100%	役員の兼任	増資の引受	130,994	-	-	(注11)
子会社	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービズ株式 会社	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	566,238 12,052	短期貸付金 未収収益	660,000 1,029	(注2,3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定 コミットメントライン設定料の受入	320,000 179	関係会社 長期貸付金	240,878 -	(注4)
子会社	ノムラ・キャピタル・マーケッツ LTD	(所有)直接100%	役員の兼任	有償減資	130,994	-	-	(注12)
子会社	野村アジアバシフィック・ホールディングス株式会社	(所有)直接100%	吸収分割 役員の兼任	分離資産	79,749	-	-	(注13)
関 連 会 社	株式会社野村総合研究所	(所有)直接29.0% 間接 9.5%	システムリユージョ ンサービス コンサルティング・ナ レッジサービスの購入	情報処理システム利用料等の 支払	33,379	-	-	(注14)
				ソフトウェア等の購入	21,071	未払金	3,258	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注)1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 取引金額および期末残高から注4.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
4. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。
5. ノムラ・インターナショナル PLC に対する債務保証は、同社が行うレポ取引やデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してレポ取引等は年率 0.04%、デリバティブ取引等は年率 0.125% (当社単独保証) または 0.0625% (野村證券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。

〔単体〕

6. ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd. に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.04% の保証料を徴求しております。
7. ノムラ・バンク・インターナショナル PLC に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートや借入金の元金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してメディアム・ターム・ノートおよび借入金は年率 0.04% の保証料を徴求しております。
8. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
9. ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V. に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.04% (当社単独保証) または 0.02% (野村證券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
10. ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. に対する債務保証は、同社が発行するデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.125% (当社単独保証) または 0.0625% (野村證券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
11. ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC の行った株主割当増資を引き受けたものであります。
12. ノムラ・キャピタル・マーケットズ LTD が行った減資を計上したのになります。
13. 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社と行った吸収分割につきましては、両社が協議の上決定しております。
14. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価、譲渡時の償却後簿価等を勘案し、取引ごとに決定しております。
15. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 776円20銭
1株当たり当期純利益 80円86銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(譲渡制限株式ユニットの付与)

2018年4月、当社はこれまで発行してきた新株予約権(ストック・オプション)等の報酬プログラムに代わり、譲渡制限株式ユニット(以下「RSU」)を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は約5,200万個(5,200万株相当)の予定です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

(自己株式の取得)

当社は、2018年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得にかかる事項の内容

- | | |
|-------------|--|
| ①取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 1億株(上限)
(発行済株式総数に対する割合2.7%) |
| ③株式の取得価額の総額 | 700億円(上限) |
| ④取得期間 | 2018年5月16日から
2019年3月29日
(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。) |
| ⑤取得方法 | 信託方式による市場買付け
(信託契約の締結の時期およびその内容(買付開始時期含む)その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。) |

(企業結合)

当社は、2018年4月1日付で、子会社株式管理事業の一部に関して有する権利義務を会社分割により野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社に承継しました。

(1) 会社分割の概要

ア. 会社分割後承継企業の名称等

① 名 称 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社
(以下「NAPH」)

② 資 本 金 10百万円

③ 事業内容 持株会社

イ. 分割した事業の内容

子会社株式管理事業の一部

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社は、野村グループの経営体制の見直しにあたり、2016年3月24日に野村グループのアジア地域のビジネスを統括する持株会社である Nomura Asia Holding N.V. の解散および清算（2019年3月31日清算終了予定）を決定するとともに、2016年8月に、新持株会社として日本に NAPH を設立しました。

アジア地域の子会社を NAPH に集約することで、より強固なガバナンス体制を構築し、アジアに立脚したグローバル金融サービスグループとしての足場を固めていきたいと考えています。本件会社分割は、その一環として行ったものであり、各子会社が行っているビジネスに影響を及ぼすものではありません。

エ. 会社分割日

2018年4月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、NAPH を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割（会社法第784条第2項）

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

ア. 追加取得した子会社株式（NAPH 株式）の取得原価および対価の種類ごとの内訳
取得の対価
Nomura Financial Advisory and
Securities (India) Private Limited 株式等 19,055 百万円
取得原価 19,055 百万円

イ. 当社が取得した子会社株式数

NAPH は、本件会社分割に際して、普通株式1株を発行し、これを当社に交付しております。なお、交付する普通株式数は、両社が協議の上決定しています。